

さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度実施要綱

平成 31 年 3 月 14 日市民文化局長決裁
令和 元年 6 月 20 日改定
令和 元年 12 月 26 日改定
令和 5 年 2 月 3 日改定
令和 6 年 2 月 1 日改定
令和 6 年 3 月 29 日改定
令和 6 年 5 月 31 日改定
令和 7 年 2 月 27 日改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市へのまちづくり活動へ取組む企業の活動を広く周知し、積極的に取り組む企業を「さっぽろまちづくりスマイル企業」として認定することにより、企業が地域コミュニティの一員として活躍する機会の増大を図り、企業の意欲的かつ継続的なまちづくり活動への取組を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体とは、連合町内会、単位町内会のほか、区内においてまちづくり活動を自発的かつ自立的に行っている団体をいう。
- (2) まちづくり活動とは、営利を目的とせず、原則札幌市内において暮らしやすいまちを実現するための自発的に行う公益的な活動であって、以下のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 専ら営利や宣伝を目的とした活動。
 - イ 専ら特定個人の利益を目的とした活動。
 - ウ 政治又は宗教を目的とした活動。
 - エ その他地域における公益性、公共性を著しく欠く活動。
 - オ その他市長が本制度の趣旨等から適切でないと認める活動。

(対象事業者等)

第 3 条 本制度は、札幌市のまちづくりに積極的に取り組む意欲があり、次の各号の要件を満たす企業又は事業所（以下、「企業」という。）を対象とする。

- (1) 営利を目的とした企業（個人事業主、企業組合を含む）又は当該企業を構成員とする営利を目的とした任意団体、又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 7 号に定める協同組合であること。
- (2) 札幌市内に所在する企業又は事業所であること（本社が札幌市になくても可とする）。
- (3) 札幌市内で継続して 1 年以上の事業の実績があること。
- (4) 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) その他市長が認めたもの。

2 次に掲げる事項に該当する企業は、登録の対象とはならないものとする。

- (1) 各種法令に違反している又はそのおそれのある企業。
- (2) 公序良俗に反する企業活動を行う又はそのおそれのある企業。
- (3) 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした企業。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154

- 号)による再生又は更生の手続中の企業。
- (5) 事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受け、当該処分が解除されていない企業。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。
- (7) その他市長が登録しないことが適切と認めるもの。

（登録・認定単位）

第4条 本制度の申請及び登録・認定の単位は以下のとおりとする。

- (1) 本制度の申請は、企業の本社等が一括して行うものとする。
- (2) 本制度の申請は、企業の本社等が一括して行わない場合に事業所単位で行うことができる。

（登録申請）

第5条 登録・認定を希望する企業（以下「申込企業」という。）は、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録申込書（様式1）
- (2) さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録に係る誓約書兼同意書（様式2）
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により企業から提出のあった書面を審査し、登録の可否を決定する。
- 3 市長は、適当と認めたときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度に登録するとともに、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録通知書（様式3）により申込企業へ通知する。
- 4 市長は、登録することが不適当と認めたときは、直ちに申込企業に対しその旨を通知する。

（登録変更の届出）

第6条 さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度への登録企業（以下「登録企業」という。）は、登録内容に変更があったときは、速やかにさっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録内容変更届出書（様式4）を提出しなければならない。なお、軽微な変更についてはこの限りではない。

（登録解除の届出）

第7条 登録企業は、第3条第1項に該当する要件を喪失したとき、又は登録の解除を希望するときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録解除届出書（様式5）を提出しなければならない。

2 市長は、登録企業から前項の届出書を受理した場合は、登録を取消すものとする。

（登録の一時停止）

第8条 市長は、登録企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度への登録を一時停止することができる。

(1) 登録を行った年度の活動報告書が提出されない場合。

(2) 第23条に定める更新申請を行わなかった場合。

(3) まちづくり活動への実施にあたり、地域団体等から苦情が発生し、かつ札幌市の改善要求に応じない場合。

- (4) 登録企業の不祥事等が発生し、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度への登録が不適切であると市長が認めたとき。
- (5) その他市長が、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度への登録が不適切であり、登録を一時停止するのが適切と認めた場合。
- 2 市長は、前項の規定により登録を一時停止したときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録一時停止通知書（様式6）により登録企業に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により登録を一時停止したときは、ホームページ等への掲載を停止することができる。

（登録一時停止の解除）

- 第9条 市長は、前条の規定により登録を一時停止した登録団体が、第8条第1項に基づく登録の一時停止のときから1年以内に、一時停止の原因となった事由に対し、登録企業から適切な改善措置が示されたときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度への登録の一時停止を解除することができる。
- 2 市長は、前項の規定により登録の一時停止を解除したときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録一時停止解除通知書（様式7）により、登録企業へ通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録の一時停止を解除したときは、ホームページ等への掲載を再開するものとする。

（登録の抹消）

- 第10条 市長は、登録企業が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。
- (1) 倒産、解散等の事由により登録企業が存続していないことが判明したとき。
 - (2) 第3条第1項に規定する要件を喪失したにも関わらず、第7条の届出が提出されないとき。
 - (3) 第8条第1項の規定による登録の一時停止のときから1年以内に第9条第1項の規定により登録の一時停止が解除されないとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
 - (5) 要綱の順守を怠ったとき。
 - (6) その他市長が登録企業の抹消を必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度登録取消通知書（様式8）を登録団体に通知するものとする。

（参加・協力の依頼）

- 第11条 市長は、本制度の目的の達成に必要な範囲で登録内容を活用することができる。
- 2 市は登録企業に対し、登録内容に基づき参加・協力の依頼を行うことができる。

（対象となる活動）

- 第12条 本制度において認定となるまちづくり活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 札幌市が実施する制度や取組、イベント等への連携・協力及び寄付・協賛。
 - (2) 地域団体や札幌市が中心となっている組織委員会等が実施する取組等への連携・協力及び寄付・協賛。
 - (3) 企業が独自に取組む活動については、営利と関係せず地域に直接貢献したと社会的に認められる社会貢献活動（札幌市内で行われ、札幌市民の参加・利用実績が

ある活動が対象)。

(4) その他市長が適当と認める活動。

2 次のいずれかに該当する活動は、認定の対象とはならないものとする。

(1) 専ら営利や宣伝を目的とした活動。

(2) 専ら特定個人の利益を目的とした活動。

(3) 政治又は宗教を目的とした活動。

(4) 地域における公益性、公共性を著しく欠く活動。

(5) 参加・協力の対価（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求することを目的とした活動。

(6) 勧誘を主たる目的とした活動。

(7) その他市長が本制度の対象として適切でないと認める活動。

（実績報告）

第13条 企業は、第12条第1項に該当する活動を行った際に以下の書類を市長へ提出する。

(1) さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度活動報告書（様式9）

(2) その他市長が必要と認める書類。

（審査）

第14条 市長は第13条第1項による活動報告があった際には、当該活動が第12条に該当する活動として認められるかどうか審査する。

2 市長は、札幌市において事業を所管する部の長に対し、別に定める様式により企業と連携した実績について報告を求めることができる。

3 市長は、企業及び企業が行った活動の関係者に対し、報告内容に関する説明又は意見を聴くことができる。

4 市長は、企業及び企業が行った活動の関係者に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

（認定基準）

第15条 認定に関する基準は、以下のとおりとする。なお、従業員数は第3条の申請単位における人数とする。

(1) 従業員数（パート・アルバイト含む）が100人以上の企業においては、年間7活動以上行うこと。

(2) 従業員数（パート・アルバイト含む）が100人未満の企業においては、年間5活動以上行うこと。

(3) 第15条第1号及び第2号における取組のうち、寄付・協賛を除いた活動を2回以上行うこと。

（認定の決定）

第16条 市長は、前項の場合において認定基準に適合すると判断したときは、認定を決定し、さっぽろまちづくりスマイル企業認定証（様式10）及び認定ロゴマークを登録企業に交付するものとする。

（認定マーク等の使用）

第17条 認定ロゴマークのデザイン等（以下「ロゴマーク等」という。）については、認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）が認定を受けていることを広報するために使用することができる。

- 2 ただし、次に掲げる事項に該当するものへの使用は認められない。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
 - (2) 法令や公序良俗に反する恐れがあるもの。
 - (3) 本事業の趣旨・目的に照らして不適当と思われる要素があるもの。
 - (4) 料金を徴収するものについて、その金額が適正な範囲を超えているもの。
 - (5) その他、市長が不適切と認めたもの。
- 3 認定期間満了または認定取消となった場合は、速やかに使用を中止すること。

(認定内容の変更)

第18条 認定企業は、第13条により実績として報告した内容等に変更があったときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度変更届出書（様式4）を速やかに提出しなければならない。なお、市長が認める軽微な変更についてはこの限りではない。

(認定の一時停止)

- 第19条 市長は、認定企業が第8条第1項に該当すると認めるときは、登録の一時停止と併せて、さっぽろまちづくりスマイル企業の認定を一時停止することができる。
- 2 市長は、前項の規定により認定を一時停止したときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定一時停止通知書（様式11）により認定企業に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により認定を一時停止したときは、ホームページ等への掲載を停止することができる。

(認定一時停止の解除)

- 第20条 市長は、前条の規定により認定を一時停止した認定団体について、第9条第1項に基づき登録の一時停止を解除したときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定についても一時停止を解除することができる。
- 2 市長は、前項の規定により認定の一時停止を解除したときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定一時停止解除通知書（様式12）により、認定企業へ通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により認定の一時停止を解除したときは、ホームページ等への掲載を再開するものとする。

(認定の取消)

- 第21条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあると認めるときは、認定を取消することができる。
- (1) 第10条第1項の規定により、登録の抹消となったとき。
 - (2) 第18条の申請により、第15条に規定されている認定基準を満たさないと認められるとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (4) 取消すべき重大な事由が生じたと認められるとき。
 - (5) その他市長が不適格と判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取消したときは、さっぽろまちづくりスマイル企業認定取消通知書（様式13）を認定企業に通知するものとする。

(認定期間)

第22条 認定の有効期間は、認定の対象となった活動を行った年度の翌年度3月31日

までとする。

（更新申請）

第23条 登録及び認定の更新を希望する企業は、次の資料を市長へ提出しなければならない。

- (1) さっぽろまちづくりスマイル企業登録更新申請書（様式14）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（情報の取り扱い）

第24条 市は登録企業及び認定企業の取組内容等を公表するものとする。

（事務）

第25条 さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度に関する事務は、札幌市公民・広域連携推進室が所掌する。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 12 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 2 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 29 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。